

## 小浜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法および介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の目的)

第2条 総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱で使用する用語は、法、施行規則、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）および地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）で使用する用語の例による。

### (事業の構成等)

第4条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとし、当該各号の事業内容、対象者等は別表第1に定めるとおりとする。

#### (1) サービス事業

ア 訪問型サービス（法第115条の45第1項第1号イに規定する事業をいう。以下同じ。）

(ア) 介護予防訪問介護相当サービス

(イ) 訪問型サービスA

(ウ) 訪問型サービスB

(エ) 訪問型サービスC

イ 通所型サービス（法第115条の45第1項第1号ロに規定する事業

をいう。以下同じ。)

(ア) 介護予防通所介護相当サービス

(イ) 通所型サービスA

(ウ) 通所型サービスC

ウ 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業をいう。以下同じ。）

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(事業の実施方法)

第5条 市長は、総合事業を通知別記1第2の1の(1)ア(エ)①の(a)から(d)まで(一般介護予防事業にあつては、同第2の1の(1)ア(エ)①の(a)、(b)または(d)に限る。)のいずれかにより行うものとする。

2 市長は、総合事業のうち、介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、介護予防通所介護相当サービスおよび通所型サービスAについては、指定事業者により実施する。

3 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第13条の規定により訪問型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者が行う当該訪問型サービスは、介護予防訪問介護相当サービスに、同条の規定により通所型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者が行う当該通所型サービスは、介護予防通所介護相当サービスに、それぞれ含まれるものとする。

(指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額)

第6条 総合事業を指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額は、別表第2の区分、サービスの種類および対象者ごとに、別表第2に定める単位数に別表第2に定める1単位の単価を乗じて算定するものとする。

る。この場合において、別表第2に掲げる対象者が1か月当たりに利用できる当該対象者に係る事業の回数の上限は、それぞれ別表第2に定めるところによる。

- 2 前項の規定によりサービス事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(サービス事業支給費の支給)

第7条 サービス事業支給費（法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費をいう。）の額は、前条の規定によりサービスの種類ごとに算定されたサービス事業に要する費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。）の100分の90（サービスの利用者が、第1号被保険者であって法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等（同条第2項に規定する居宅要支援被保険者を除く。）である場合にあっては、100分の80、サービス利用者が、第1号被保険者であって同条第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては100分の70）に相当する額とする。

(利用料等)

第8条 総合事業の利用料等は、法第115条の45第5項に基づき、別表第3および別表第4に定める。ただし、別表第3に掲げる利用料について、次条におけるサービス事業支給費の制限を受けるときは、この限りでない。

- 2 総合事業の実施の際に、食費、原材料費等の実費が生じたときは、当該実費は利用者の負担とする。

- 3 第1項の利用料および前項の実費は、利用者が総合事業を実施する機関に直接納付するものとする。

(サービス事業支給費の制限等)

第9条 第7条の支給において、サービス事業支給費の制限等を行う場合は、法第4章第6節の規定を準用する。

- 2 前項に基づく制限等を行う場合は、行政不服審査法（平成26年法律第6

8号)第82条第1項並びに行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項及び第2項の規定により、相手方に対し、当該処分に対して審査請求及び取消訴訟の提起をすることができる旨並びにその期間を別に定める様式により教示する。

(支給限度額)

第10条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第2項の規定に基づいて介護予防サービス費等区分支給限度基準額として厚生労働大臣が定める額(以下「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」という。)について同条第1項の規定により算定した額とする。

2 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)で定める様式第1(以下「基本チェックリスト」という。)の質問項目の回答が様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者(以下「事業対象者」という。)が総合事業を利用する場合(指定事業者のサービスを利用する場合に限る。)の支給限度額は、要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法55条第1項の規定により算定した額とする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第11条 市長は、通知別記1第2の1の(1)ア(コ)および(サ)の例により、同ア(コ)の高額介護予防サービス費相当事業および同ア(サ)の高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。)を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第29条の2の2および第29条の3の規定を準用する。

(指定事業者の指定基準)

第12条 施行規則第140条の63の6に規定する市が定める基準は、市長が別に定める。

(本市の区域の外の事業所に係る特例)

第13条 第6条、第7条および前条の規定にかかわらず、指定事業者の指定に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって市長が必要と認めるときは、当該事業所の所在する市町村（特別区を含む。）の要綱等で定めるところによる。

（事業の委託）

第14条 市長は、総合事業を法第115条の47第4項に規定する基準を満たす者（事業対象者に対して行う介護予防ケアマネジメントにあつては、同条第1項の厚生労働省令で定める者）に委託することができる。

（補助）

第15条 市長は、別に定めるところにより、総合事業（介護予防ケアマネジメントを除く。）を行うものに対して補助することができる。

（事業者に対する指導および監査）

第16条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、指定事業者、第14条の規定により委託を受けて総合事業を実施する者および前条の規定により補助を受けて総合事業を実施する者に対して、指導および監査を行うものとする。

（受託者の遵守事項）

第17条 法第115条の47第4項に基づき総合事業を委託する場合は、受託者は、施行規則第140条の69各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

（サービス事業の利用の手続）

第18条 居宅要支援被保険者等は、サービス事業を利用しようとするとき（介護予防サービスを併せて利用しようとするときを含む。）は、小浜市介護保険条例施行規則（平成12年小浜市規則第22号）第14条に規定する介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出をした者のうち、事業対象者に対し、当該者が事業対象者である旨、基本チェックリストの実施日等を被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

3 第1項の届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該者に対して第1

号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターが行うことができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定は、施行の日以後における介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し必要な行為に限り、この要綱の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

区分	サービスの種類	事業内容	対象者	
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス	法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業のうち、医療介護総合確保推進法第 5 条による改正前の法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスを行う。	要支援者および事業対象者のうち、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要である者
		訪問型サービス A	訪問介護員等による生活援助等（調理、掃除、買い物、その他生活支援に資する軽度な日常生活上の支援）を行う。	
		訪問型サービス B	ボランティア等による調理、ごみ出し、買い物等の簡単な家事援助を行う。	
		訪問型サービス C	保健・医療の専門職が、その者の居宅を訪問して必要な相談・助言・指導等を利用開始日より 3 か月から 6 か月までの短期間で行う。	
	通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス	法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業のうち、医療介護総合確保推進法第 5 条による改正前の法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスを行う。	
		通所型サービス A	通所介護施設で、身体機能の向上のための機能訓練、生活機能向上のためのトレーニング、その他介護予防のために必要と認められる日常生活支援を行う。	
		通所型サービス C	保健・医療の専門職が、日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個別性に応じたプログラムを複合的に利用開始日より 3 か月から 6 か月までの短期間で行う。	

	介護予防ケアマネジメント	介護予防および生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、本人の選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う。	要支援者（法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを利用するため法第58条第1項に規定する指定介護予防支援を受けている者を除く。）および事業対象者
一般介護予防事業	介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等何らかの支援を必要とする者を把握し、介護予防活動につなげる。	65歳以上の者およびその支援のための活動に関わる者
	介護予防普及啓発事業	介護予防の普及啓発に資する介護予防教室等の開催、有識者等による講演会、相談会の開催、介護予防の基本的知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成および配布を行う。	
	地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成および支援を行う。	
	一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。	
	地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。	



別表第 2 (第 6 条関係)

区分	サービスの種類	対象者	単位数	1 単位の単価	1 か月の利用上限回数
訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス	事業対象者 要支援 1・2 (週 1 回程度の利用)	1, 176 単位	10 円	—
		事業対象者 要支援 1・2 (週 2 回程度の利用)	2, 349 単位		
		事業対象者 要支援 2 (週 3 回程度の利用)	3, 727 単位		
	訪問型サービス A	事業対象者 要支援 1・2 (週 1 回程度の利用が必要と判断された者)	152 単位/回		5 回
		事業対象者 要支援 1・2 (週 2 回程度の利用が必要と判断された者)			9 回
	通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス	事業対象者 要支援 1 (週 1 回程度の利用)		1, 798 単位
事業対象者 要支援 2 (週 2 回程度の利用)			3, 621 単位		
通所型サービス A		事業対象者 要支援 1 (週 1 回程度の利用が必要と判断された者)	330 単位/回	5 回	
		事業対象者 要支援 2 (週 2 回程度の利用が必要と判断された者)		9 回	

別表第3 (第8条関係)

区分	サービスの種類	利用料等			
		第1号被保険者であつて法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に該当しない者	第1号被保険者であつて法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等(同条第2項に規定する居宅要支援被保険者を除く)	第1号被保険者であつて法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等	
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス	別表第2の区分、サービスの種類および対象者ごとに、別表第2に定める単位数に別表第2に定める1単位の単価を乗じて算定した額から、第7条の規定により算定した額を差し引いた額		
		訪問型サービスA	152円/回 (45分程度)	304円/回 (45分程度)	456円/回 (45分程度)
		訪問型サービスB	52円/回 (30分程度)	104円/回 (30分程度)	156円/回 (30分程度)
			104円/回 (60分程度)	208円/回 (60分程度)	312円/回 (60分程度)
	訪問型サービスC	202円/回 (30分程度)	404円/回 (30分程度)	606円/回 (30分程度)	
		404円/回 (60分程度)	808円/回 (60分程度)	1,212円/回 (60分程度)	
		606円/回 (30分程度)	1,212円/回 (60分程度)	1,818円/回 (60分程度)	
通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス	別表第2の区分、サービスの種類および対象者ごとに、別表第2に定める単位数に別表第2に定める1単位の単価を乗じて算定した額から、第7条の規定により算定した額を差し引いた額			
	通所型サービスA	330円/回 (3時間未満)	660円/回 (3時間未満)	990円/回 (3時間未満)	
	通所型サービスC	515円/回 (90分程度)	1,030円/回 (90分程度)	1,545円/回 (90分程度)	
	介護予防ケアマネジメント	無料			